

新潟市入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修実施要領

（目的）

第1条 入院者訪問支援事業を適切に実施するため、新潟市入院者訪問支援事業実施要綱

第5条に基づく訪問支援員の養成研修の実施に関する具体的事項を定め、訪問支援員に求められている知識・技能等を習得するための研修を行うことを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は新潟市とする。

（研修対象者）

第3条 入院中の精神障がい者（以下「支援対象者」という。）に寄り添い、意思表示のサポートを行うことを希望する者で、以下の（1）及び（2）に該当し、市長が研修対象者として選定した者。

（1）以下のいずれにも該当する者

- ①支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞くことができる者
- ②支援対象者の立場に立って、誠実にその職務を行うことができる者
- ③職務に関して知り得た秘密を、正当な理由がなく他人に漏らさない者

（2）以下のいずれかに該当する者

- ①精神障がい者のピアサポート活動に関わる障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の職員及び精神障がいの当事者
- ②その他、精神保健福祉医療現場での実務経験がある者など適当と市長が認める者

（研修内容）

第4条 市長は、令和5年3月31日付け障精発 0331 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健部精神・障害保健課長通知「入院者訪問支援事業の実施について」別記の入院者訪問支援員養成研修カリキュラムに沿った研修を実施する。

（修了証書の交付）

第5条 市長は、研修日程すべてを修了した者に、「修了証書」を交付する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、研修の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。